

新・終身共済

終身生命共済

終身生命共済事業細則

- 「しおり」を表示していただくと、目次としてご利用いただけます。

(総則)

第1条 教職員共済生活協同組合(以下「この組合」という。)は終身生命共済事業規約(以下「規約」という。)第110条(細則)にもとづき、この細則を定める。

(「電磁的方法」の定義)

第2条 この細則において「電磁的方法」とは、電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信の技術を利用する方法であって、消費生活協同組合法施行規則(昭和23年9月30日大蔵省・法務庁・厚生省・農林省令第1号)第53条(電磁的方法)第1項第1号にもとづくものをいう。

(共済掛金の払込免除の請求書類)

第3条 規約第21条(共済掛金の払込免除の請求手続き)の規定により共済掛金の払込免除を請求するときの必要書類は、つぎの各号に定めるとおりとする。

- (1) 共済証書
- (2) 掛金払込免除請求書
- (3) 後遺障害診断書
- (4) 不慮の事故である証明書
- (5) 最終の掛金払込みを証明するもの

2 前項第3号にいう診断書とは、この組合が定める書式によるものに限る。

3 第1項の規定にかかわらず、この組合が認めたときは、同項の書類の一部を省略できるものとする。

(各共済金請求の提出書類)

第4条 基本契約および各特約にかかる共済金を請求するときの提出書類は、つぎの各号に定めるとする。

	(1) 共済金請求書	(2) 最終の掛金払込みを証明するもの	(3) 死亡診断書または死体検案書	(4) 後遺障害診断書	(5) 被共済者および共済金受取人の戸籍謄本	(6) 共済金受取人の印鑑証明書	(7) 介護共済金請求書	(8) 要介護状態説明書	(9) 同意書	(10) 介護共済金診断書
死亡共済金	○	○	○		○	○				
高度障害共済金	○	○		○		○				
長寿共済金	○					○				
介護共済金		○					○	○	○	○

2 前項第4号および第10号にいう診断書とは、この組合が定める書式によるものに限る。

3 第1項の規定にかかわらず、この組合が認めたときは、第1項の書類の一部を省略できるものとする。

(生死不明の場合)

第5条 規約第29条(生死不明の場合の共済金の支払いおよび共済金の返還)にいう「被共済者が死亡したものと認めたとき」とは、つぎの各号の場合とする。

- (1) 被共済者が、失踪宣告をうけたとき
- (2) 船舶または航空機の事故およびその他の危難(以下「危難」という。)に遭った者のうち、被共済者の生死が、危難の去った後、つぎの期間を経過してもわからないとき。ただし、つぎのそれぞれの期間が経過する前であっても、この組合が、被共済者が死亡したものと認めたときは、死亡共済金を支払うことができる。

- ア 航空機の事故の場合 30 日
- イ 船舶の事故の場合 3 か月
- ウ ア、イ以外の危難の場合 1 年

- 2 前項の規定により、共済金受取人が死亡共済金を受け取った場合において、当該死亡共済金受取人は、この組合に対して念書を提出することを要する。

(払済契約への変更)

- 第 6 条 規約第 48 条（払済契約への変更）の規定により払済契約へ変更する場合には、この組合所定の書類に必要事項を記入、署名のうえ、この組合に提出しなければならない。

(共済契約の解約および共済金額の減額)

- 第 7 条 共済契約者は、規約第 36 条（共済契約の解約）および同第 69 条（定期生命特約の解約）の規定により共済契約および定期生命特約の解約を行う場合ならびに同第 56 条（基本契約共済金額の減額）および同第 67 条（定期生命特約共済金額の減額）の規定により基本契約共済金額および定期生命特約共済金額の減額を行う場合には、この組合所定の書類に必要事項を記入、署名のうえ、この組合に提出しなければならない。
- 2 前項の規定により共済金額を減額する場合の基本契約共済金額、定期生命特約共済金額の減額の単位は 100 万円とする。

(解約返戻金およびその他の返戻金請求の提出書類)

- 第 8 条 解約返戻金およびその他の返戻金を請求するときの提出書類は、つぎの各号に定めるとおりとする。
- (1) 解約返戻金請求書
 - (2) 最終の掛金払込みを証明するもの
- 2 前項の規定にかかわらず、この組合が認めたときは、同項の書類の一部を省略できるものとする。

(電磁的方法による手続き)

- 第 9 条 共済契約者は、規約第 47 条（氏名、住所の変更）第 1 号に規定する事項については、書式に代えて電磁的方法によりこの組合に通知することができる。
- 2 前項に規定する電磁的方法による通知にかかる手続きは、つぎの各号のとおりとする。
- (1) 共済契約者は、この組合がインターネットを媒介として提示した契約情報画面等に前項に規定する通知にかかる手続事項を入力し、この組合に送信する。
 - (2) この組合は、前号で入力された事項の受信をもって、共済契約者から通知があったものとみなす。この場合、この組合は入力された事項の受信を確認したうえで、通知を受け付けた旨を電磁的方法により共済契約者に通知する。
- 3 電磁的方法による手続きにおいて、規約およびこの細則において特に定めのない事項については、「マイページ利用規約」を適用する。

(据置割戻金の請求)

- 第 10 条 規約第 96 条（契約者割戻金）第 2 項の規定により据え置かれた契約者割戻金を契約期間中において請求する場合は、共済契約者は、この組合所定の書類に必要事項を記入、署名し、共済証書を添えて請求しなければならない。

(質問事項)

- 第 11 条 規約第 12 条（共済契約の申込み）第 2 項に規定する「質問事項」とは、この組合が実施する団体生命共済事業細則第 9 条（質問事項）第 1 項に規定する別表 1「質問表」を準用するものとする。ただし、介護共済金特約を付帯した場合は、別表第 1「介護共済金特約質問表」をもって質問事項とする。

(特定障害不担保法の適用)

- 第 12 条 共済契約を締結する際、被共済者の健康状態その他がこの組合の定める基準に適合しないときは、共済契約者の承諾を得て、次条に定める特定障害不担保法(以下、「特別条件」という。)を適用して締結する。
- 2 特別条件は、基本契約および定期生命特約に適用するものとする。

(特定障害不担保法)

- 第 13 条 特別条件により不担保とする特定障害は、視力障害とし、被共済者が規約別表第 1「身体障害等級表」に定める障害状態のうち、別表第 2「特定障害不担保法の対象となる障害状態」に定める視力障害に該当したときは、この組合は高度障害共済金を支払わないものとする。

(細則の変更)

- 第 14 条 この組合は、共済期間中であっても、法令等の改正または社会経済情勢の変化その他の事情により、細則を変更する必要がある場合等には、民法(明治 29 年 4 月 27 日法律第 89 号)第 548 条の 4 (定型約款の変更)にもとづき、この細則にかかわる契約内容を変更することができる。
- 2 前項の場合には、この組合は、細則を変更する旨および変更後の内容ならびに効力の発生時期について、電磁的方法その他の適切な方法により周知する。

(改廃)

- 第 15 条 この細則の変更および廃止は、理事会の決議をもって行う。

付 則

- 1 この事業細則は、1999 年 12 月 20 日より施行する。
- 2 この改正細則は、2000 年 3 月 2 日より施行する。(改正第 17 条、第 18 条)
- 3 この改正細則は、2002 年 9 月 26 日より施行する。(改正第 1 条、第 3 条、第 6 条、第 12 条、第 13 条、第 14 条、第 17 条)
- 4 この改正細則は、2003 年 12 月 1 日より施行する。(第 17 条)
- 5 この改正細則は、2004 年 4 月 1 日より施行する。(改正第 1 条、第 12 条、第 13 条、第 14 条)
- 6 この改正細則は、2008 年 9 月 18 日より施行する。(改正第 17 条、第 18 条、第 19 条)
- 7 この細則は、2010 年 3 月 26 日から施行し、2010 年 4 月 1 日以後に発効する共済契約から適用する。
- 8 この細則の一部改正は、2017 年 9 月 1 日から施行し、2017 年 9 月 1 日から適用する。
- 9 この細則の一部改正は、2020 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 12 条(細則の変更)については、施行の日現在、現に存する共済契約についても将来に向かって適用する。
- 10 この細則の一部改正は、2024 年 3 月 1 日より施行する。

別表第 1

「介護共済金特約質問表」

質問 1 次のいずれかの行為の際に、他人の介護が必要ですか？

【はい・いいえ】

- a 歩行 b 食事 c 排せつ
d 入浴 e 衣類の着脱

質問 2 医師により「痴呆」または「精神障害がある」と診断されたことがありますか？

【はい・いいえ】

* 1 「痴呆」とは、正常に発達した知的機能が、脳内に後天的に生じた器質的な病変または損傷により、全般的かつ持続的に低下することをいう。

* 2 ノイローゼを除く。

質問 3 次のいずれかに該当しますか？

【はい・いいえ】

- ① 病気やケガのため、申込日に入院、病気休暇または安静加療をしている。(病気休暇または安静加療を要すると診断されている場合も含みます。)
- ② 病気やケガのため、申込日を含め過去 1 年以内に連続して 14 日以上入院、病気休暇または安静加療をしたことがある。(申込日を含め過去 1 年以内に病気休暇または安静加療を要すると診断されている場合も含みます。)
- ③ 病気やケガのため、申込日を含め過去 1 年以内に開頭、開腹または開胸の手術（虫垂切除術を除きます。）を受けたことがある。
- ④ 次の病気によって、申込日を含め過去 1 年以内に医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことがある。

慢性肝炎、肝硬変、腎炎、心臓病、脳血管疾患

質問 4 以下に記載の病気などに現在も含め、過去

かかったことがありますか？

【はい・いいえ】

- ① 悪性新生物等～悪性腫瘍(各種のがん・肉腫)
- ② 糖尿病
- ③ 心臓関係の病気等～虚血性心疾患（狭心症、心筋梗塞）、心筋症、心肥大、不整脈（心房細動など、人工ペースメーカーを使用した場合を含む）、心臓弁膜症、心不全
- ④ 脳血管関係の病気等～脳卒中（脳出血、くも膜下出血、脳梗塞（脳血栓、脳塞栓）、脳軟化を含む）、一過性脳虚血発作
- ⑤ 腎臓関係の病気等～慢性腎炎・腎不全（人工透析等治療を受けたことがある場合に限る）、ネフローゼ症候群
- ⑥ 気管支・肺の病気等～慢性肺気腫
- ⑦ 腰・脊椎の病気等～骨粗鬆症（治療を受けたことがある場合に限る）
- ⑧ 筋肉・関節の病気等～慢性関節リウマチ及びリウマチ性疾患（膠原病）
- ⑨ 頭部外傷（麻痺等の後遺障害があると診断された場合に限る）
- ⑩ その他 疾病一覧表に定める各種疾病

質問 5 申込日現在、医師より「下記の疾病」で、診察・検査・治療・投薬を要すると診断されている、または「下記の疾病」により医師の診察・検査・治療・投薬を受けていますか？

【はい・いいえ】

「下記の疾病」とは、次に掲げるものをいいます。

- ① 悪性新生物を除く新生物（良性新生物等）
- ② 質問 4 の③を除く心疾患（心臓病等。高血圧症を含む）
- ③ 質問 4 の④を除く脳血管疾患（脳動脈硬化（症）、脳動脈瘤等）
- ④ 消化性潰瘍（胃、十二指腸潰瘍等）
- ⑤ 肝臓病、脾臓病

- ⑥ 質問 4 の⑤を除く腎炎
- ⑦ 質問 4 の⑥を除く肺疾患（肺炎、肺結核等）
- ⑧ 骨髄及び神経の疾患（骨髄炎、髄膜炎、脳性麻痺、リウマチ等）
- ⑨ 血管及び血液の疾患（血友病、脾臓の疾患、動脈硬化症、動脈瘤、血栓症等）

「疾病一覧表」

なお、以下の疾病について、厚生労働省が指定する「特定疾患治療研究事業対象疾患」を参考にしており、該当疾患の整理・統合等のため、疾患名が見直された場合、それに伴い疾病一覧の病名等の変更を行う。

1	ベーチェット病
2	多発性硬化症
3	重症筋無力症
4	全身性エリテマトーデス
5	スモン
6	再生不良性貧血
7	サルコイドーシス
8	筋萎縮性側索硬化症
9	強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎
10	特発性血小板減少性紫斑病
11	結節性多発動脈炎
12	潰瘍性大腸炎
13	高安動脈炎（大動脈炎症候群）
14	バージャー病（ビュルガー病）
15	天疱瘡
16	脊髄小脳変性症
17	クローン病
18	劇症肝炎
19	悪性関節リウマチ
20	パーキンソン病
21	アミロイドーシス
22	後縦靱帯骨化症
23	ハンチントン病

24	モヤモヤ病（ウィリス動脈輪閉塞症）
25	ウェゲナー肉芽腫症
26	特発性拡張型（うっ血型）心筋症
27	シャイ・ドレーガー症候群
28	表皮水疱症
29	膿疱性乾癬
30	広範脊柱管狭窄症
31	原発性胆汁性肝硬変
32	重症急性膵炎
33	特発性大腿骨頭壊死症
34	混合性結合組織病
35	原発性免疫不全症候群
36	特発性間質性肺炎
37	網膜色素変性症
38	プリオン病（クロイツフェルト・ヤコブ病、致死性家族性不眠症、ゲルストマン・ストロイスラー・シャインカー病）
39	原発性肺高血圧症
40	神経線維腫症 1 型／神経線維腫症 2 型
41	亜急性硬化性全脳炎
42	バッド・キアリ（Budd－Chiari）症候群
43	特発性慢性肺血栓塞栓症（肺高血圧型）
44	ライソゾーム病（ファブリー病（Fabry 病））
45	副腎白質ジストロフィー
46	その他厚生労働省が指定した難病

別表第 2

特定障害不担保法の対象となる障害状態

視力障害

等 級	身体障害
第 1 級	1 両眼が失明したもの
第 2 級	1 1 眼が失明し他眼の視力が 0.02 以下になったもの 2 両眼の視力が 0.02 以下になったもの
第 3 級	1 1 眼が失明し他眼の視力が 0.06 以下になったもの